

地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定による都道府県計画に定める事業の実施に要する経費について、当該事業者に対し、予算の範囲内において地域医療介護総合確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2 補助金の交付対象となる補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、別表1及び別表2に定めるもののほか、知事が特に必要と認める経費についてはこの限りでない。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第3条2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請事業総括表（別記様式第1号別紙（1））
- (2) 事業計画書（別記様式第1号別紙（2）－1）
- (3) 所要額調書（別記様式第1号別紙（2）－2）
- (4) 補助事業に係る歳入歳出予算書（見込）の抄本
- (5) その他参考となる書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、補助事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業に係る関係書類の保存については、次によるものとする。

イ 事業者が地方公共団体の場合

事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ロ 事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合においては、別記様式第4号により速やかに知事に報告すること。
なお、知事に報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (10) 事業を行う者が(1)から(9)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させことがある。

（状況報告）

第5 規則第10条の規定による報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、毎年度12月末現在の状況を翌月10日までに報告しなければならない。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、その提出期限は補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第4第3号の条件により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月20日のいずれか早い日とする。ただし、事業が翌年度にわたるときは、別記様式第7号による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに、知事に提出するものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績総括表（別記様式第6号別紙（1））
- (2) 事業実績報告書（別記様式第6号別紙（2）－1）
- (3) 所要額精算書（別記様式第6号別紙（2）－2）
- (4) 補助事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本
- (5) その他参考となる書類

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その様式は別記様式第8号によるものとする。

(補助金の取消等)

第8 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の处分に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第9 補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

(交付決定前着手)

第11 補助事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、速やかに交付決定前着手届（別記様式第9号）を提出するものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月16日から施行し、別表1に掲げる事業は平成26年4月1日から、別表2に掲げる事業は平成26年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

平成 26 年度宮城県計画掲載事業

3. 医療従事者の確保に関する事業

事業名	基準額	補助対象経費	選定額 ¹ に対する補助率	補助金限度額(千円)
産科医等確保支援事業	1 分娩当たり 10,000 円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3 分の 1	各事業主体別に別途定める額
産科医等育成支援事業	研修医 1 人 1 月当たり 50,000 円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	3 分の 1	各事業主体別に別途定める額
女性医師等就労支援事業	1 か所当たり 11,140 千円	就労環境に取り組むために必要な代替職員経費（謝金、人件費、手当。女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等とし、代替として勤務した部分に限る。）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1	各事業主体別に別途定める額
新人看護職員研修事業	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 研修経費 ア 新人看護職員等が 1名のとき 440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研	研修実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費	2 分の 1	各事業主体別に別途定める額

事業名	基準額	補助対象経費	選定額 ¹ に対する 補助率	補助金限度額 (千円)
	<p>修のいずれかを含む場合586千円 イ 新人看護職員等が2名以上のとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。)</p> <p>(2) 教育担当者経費 新人看護職員等5名以上の場合に5名ごとに 215千円</p> <p>(3) 医療機関受入研修事業 ア 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり 113千円 イ 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円 ウ 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり 566千円 エ 15～19名を受け入れる場合 1施設当たり 849千円 オ 20名以上受け入れる場合 1施設当たり 1,132千円 カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに 45千円</p>	<p>(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)</p> <p>研修実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)</p> <p>研修実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>		

事業名	基準額	補助対象経費	選定額 ¹ に対する補助率	補助金限度額(千円)
認定看護師スクール助成事業	看護職員専門分野研修受講者1人当たり 98千円	認定看護師スクール助成事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	定額	2,940
看護師等養成所運営費補助	別途定める額	看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費 1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料（上記教員経費のうち(1)～(4)に該当するものとする。） 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。） 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費） (3) 委託料（上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。） 4 実習施設謝金 (1) 報償費（実習施設謝金） (2) 委託料（上記報償費とする。） 5 新任看護教員研修事業実施経費 (1) 部外講師謝金 (2) 部外講師旅費 (3) 需用費（消耗品費、	10分の10 各事業主体別に別途定める額	

事業名	基準額	補助対象経費	選定額 ¹ に対する 補助率	補助金限度額 (千円)
		印刷製本費、会議費) (4) 役務費（通信運搬費、雑役務費） (5) 備品購入費 6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 (1) 部外講師謝金 (2) 部外講師旅費 (3) 代替教員雇上経費 7 助産師学生実践能力向上事業実施経費 (1) 部外講師謝金 (2) 旅費 (3) 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） (4) 役務費（通信運搬費、雑役務費） (5) 備品購入費 (6) 使用料及び賃借料		
看護師宿舎施設整備事業	次に掲げる基準面積に別途定める単価を乗じた額とする。 基準面積 看護師1人当たり 33 m ²	病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。）	0.33	各年度ごとに予算に定める額
病院内保育所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別途定める単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員×5 m ² （ただし、30人を限度とする。）	病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	0.33	各事業主体別に別途定める額
病院内保育所運営事業	各病院内保育施設につき、別途定める区分・式により算出した基本額より別途定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、別途定める区分・式により算定した加算	病院内保育所の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	3分の2	各事業主体別に別途定める額

事業名	基準額	補助対象経費	選定額 ¹ に 対する 補助率	補助金限度額 (千円)
	額の合計額とする。			
小児救急医療体制整備事業	(常勤の体制) 1 地区当たり休日 A、休日 B とも 26,310 円 × 診療日数 (休日 A とは日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日、休日 B とは週休 2 日制に伴う土曜をいう。)	小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	3 分の 2	964

1) 選定額

第 2 欄に定める基準額、第 3 欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

別表2

平成26年度宮城県計画掲載事業

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
院内口腔管理体制整備事業 (宮城県歯科医師会)	○ 歯科衛生士の配置に要する 経費 給料、報酬、職員手当等、 法定福利費、委託料	3分の2	2,400
院内口腔管理体制整備事業 (仙台医療センター)	○ 歯科衛生士の配置に要する 経費 給料、報酬、職員手当等、 法定福利費	3分の2	800

2. 居宅等における医療の提供に関する事業

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
宮城県医師会地域医療包括ケア 推進支援室(仮称)の設置・運営 (宮城県医師会)	○ 設置・運営に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手 当等、法定福利費、報償費、 旅費、需用費(消耗品費・印 刷製本費)、食糧費、役務費、 使用料及び賃借料、備品購入 費、委託料	10分の10	3,957
高齢腎不全患者に対する在宅医 療の推進 (東北大学病院)	○ 腎不全支援スタッフの配置 等に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手 当等、法定福利費、報償費、 旅費、需用費(消耗品費・印 刷製本費)、役務費、使用料及 び賃借料、備品購入費、委託 料	3分の2	15,000
小児在宅医療支援センターの設 置 (東北大学病院)	○ 設置等に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手 当等、法定福利費、報償費、 旅費、需用費(消耗品費・印 刷製本費)、役務費、使用料及 び賃借料、備品購入費、委託 料	3分の2	29,323
	○ 調査実施に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手 当等、法定福利費、報償費、 旅費、需用費(消耗品費・印	10分の10	

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
	刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料		
在宅医療連携拠点整備事業 (宮城県病院協会)	○ 拠点整備に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 食糧費, 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	10分の10	各事業主体別に別途定める額
在宅医療に係る入院受入体制構築 (石巻市医師会)	○ 入院受入体制構築に要する経費 給料, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費	10分の10	83,182
在宅医療・介護の連携ネットワーク構築 (仙南地区医療対策委員会)	○ ネットワーク構築等に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 食糧費, 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	10分の10	6,954
仙南地区地域包括ケア推進会議の設置と運営 (涌谷町)	○ 設置・運営に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 食糧費, 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	10分の10	1,200
涌谷町地域包括ケアシステム確立検討事業 (涌谷町)	○ 運営スタッフの雇用に要する経費 賃金, 職員手当等, 法定福利費	3分の2	1,075
	○ 検討会開催に要する経費 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 食糧費, 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	10分の10	

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
在宅医療従事医師育成事業 (石垣クリニック)	○ 育成支援に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	10 分の 10	各事業主体別に別途定める額
医療介護連携推進事業 (石垣クリニック)	○ 研修実施等に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、委託料	3 分の 2	948
在宅医療・地域包括ケア担い手育成事業 (石巻市立病院)	○ 担い手育成に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、旅費	3 分の 2	6,715
在宅難病患者等に対する災害時支援研修事業 (宮城県看護協会)	○ 研修実施に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	3 分の 2	666
介護・福祉関係施設、在宅領域で働く看護管理者研修事業 (宮城県看護協会)	○ 研修実施に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	10 分の 10	1,000
在宅医療人材育成事業 (株式会社もりのとびら)	○ 人材育成に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費・燃料費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、委託料	3 分の 2	7,653
機能強化型大規模訪問看護ステーション施設整備事業 (宮城県看護協会)	○ 施設整備に要する経費 設計費、工事費、工事請負費	2 分の 1	各年度ごとに予算に定める額

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
登米市訪問看護ステーション整備事業 (登米市)	○ 訪問看護システム整備に要する経費 システムクライアント整備費	2分の1	1,080
訪問看護ステーションサテライト事業所開設事業 (石巻ロイヤル病院)	○ 訪問用車両整備に要する経費 車両購入費	2分の1	643
訪問看護師人材確保・育成支援事業 (宮城県看護協会)	○ 研修実施等に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	3分の2	5,050
訪問看護勉強会 (ないとうクリニック)	○ 研修実施に要する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	3分の2	600
在宅医療実施医療機関支援事業	○ 在宅医療を担う医療機関への支援に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	10分の10	各事業主体別に別途定める額
仙南地域在宅医療推進事業 (仙南地域医療対策委員会)	○ 在宅医療を担う医療機関への支援に要する経費 計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療（往診を含む。以下同じ。）を行う医療機関で、他の訪問診療が在宅時医学総合管理料（以下「在医総管」という。）の対象となるために、実施する訪問診療が在医総管の対象とならない医療機関への支援に要する経費（助成費）	10分の10	2,100
在宅医療提供体制整備事業 (塩竈市立病院)	○ 訪問用車両整備に要する経費 車両購入費	2分の1	714

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
在宅医療提供体制整備事業 (登米市)	<input type="radio"/> 訪問用車両整備に要する経費 車両購入費 <input type="radio"/> 医療機器整備に要する経費 医療機器購入費	2分の1	6,556
在宅医療提供体制整備事業 (石垣クリニック)	<input type="radio"/> システム運用に要する経費 役務費, 使用料及び賃借料	3分の2	76
在宅医療提供体制整備事業 (医療法人社団健育会)	<input type="radio"/> システム運用に要する経費 役務費, 使用料及び賃借料	3分の2	639
在宅医療提供体制整備事業 (佐藤内科医院)	<input type="radio"/> システム運用に要する経費 役務費, 使用料及び賃借料	3分の2	76
在宅医療提供体制整備事業 (中浦内科医院)	<input type="radio"/> システム運用に要する経費 役務費, 使用料及び賃借料	3分の2	76
認知症患者の早期発見・見守り 体制整備事業 (仙台市薬剤師会)	<input type="radio"/> 体制整備に要する経費 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	1,000
認知症早期発見・早期治療の推進事業 (涌谷町)	<input type="radio"/> 基本チェック調査に要する経費 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	612
在宅および障がい児(者)歯科 医療連携室整備推進事業 (宮城県歯科医師会)	<input type="radio"/> 運営に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	1,655
フィジカルアセスメント研修事業 (宮城県薬剤師会)	<input type="radio"/> 研修実施に要する経費 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	2,743
塩釜地区薬剤師会・病院薬剤師 会薬連携構築事業 (塩釜地区薬剤師会)	<input type="radio"/> 連携構築に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費,	3分の2	4,005

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
	旅費, 需用費（消耗品費・印刷製本費）, 食糧費, 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料		
無菌調剤設備設置事業 (登米市薬剤師会)	<input type="radio"/> 無菌調剤設備整備に要する経費 無菌調剤設備整備費	2分の1	648

3. 医療従事者の確保に関する事業

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
医師派遣推進事業及び支援体制の構築 (東北大学病院)	<input type="radio"/> 医師派遣推進・支援体制構築に要する経費 納料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費（消耗品費・印刷製本費）, 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	6,666
医療従事者招聘事業 (やまと在宅診療所登米)	<input type="radio"/> 医療従事者招聘に要する経費 納料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費（消耗品費・印刷製本費）, 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	4,874
ICT を活用した研修実施及びネットワーク構築事業 (宮城県医師会)	<input type="radio"/> テレビ会議システム整備に要する経費 テレビ会議システム整備費	2分の1	4,250
宮城県の腎臓病診療の体制拡充事業 (東北大学病院)	<input type="radio"/> 支援体制拡充に要する経費 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費（消耗品費・印刷製本費）, 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	1,000
新生児科指導医養成事業 (東北大学病院)	<input type="radio"/> 運営・養成に要する経費 納料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費（消耗品費・印刷製本費）, 食糧費, 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入	3分の2	11,316

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
	費, 受講料, 委託料		
小児救急の調査・支援・教育事業 (東北大学病院)	○ 調査・支援・教育に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	5,600
医科歯科連携推進事業 (宮城県歯科医師会)	○ 調査分析に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	10分の10	550
遺伝子診療専門医養成事業 (東北大学病院)	○ 運営・養成に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 受講料, 委託料	3分の2	10,000
災害保健医療マネジメント・スペシャリスト養成事業 (東北大学病院)	○ 運営・養成に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	13,333
女性医師復職支援プログラム推進事業 (東北大学病院)	○ 復職支援に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費, 旅費, 需用費(消耗品費・印刷製本費), 役務費, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 委託料	3分の2	10,000
歯科衛生士就学支援事業 (宮城県歯科医師会)	○ 奨学金貸与に要する経費 奨学金	3分の2	5,500
新人看護職員合同研修事業 (宮城県看護協会)	○ 研修実施に要する経費 給料, 報酬, 賃金, 職員手当等, 法定福利費, 報償費,	10分の10	1,500

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
	旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料		
看護職員資質向上研修事業 (仙台オープン病院)	○ 研修実施に要する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	3分の2	160
看護職員（高齢者ケア施設勤務） 合同研修事業 (宮城県看護協会)	○ 研修実施に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	10分の10	1,000
看護職員資質向上研修事業 (金上病院)	○ 研修実施に要する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	3分の2	266
宮城県認定看護師スクール助成事業 (宮城県看護協会)	○ スクール開設準備に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	3分の2	666
看護管理者等研修事業 (仙台オープン病院)	○ 研修実施に要する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	3分の2	266
仙南医療圏に関する看護師確保・育成に関する調査 (宮城県医師会)	○ 調査実施に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	10分の10	各年度ごとに予算に定める額

事業名 (事業主体)	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (千円)
看護職員の就労環境改善のための職務満足度調査事業 (大崎市民病院)	○ 調査実施に要する経費 委託料	3分の2	666
医学物理士雇用のための体制整備事業 (東北大学病院)	○ 体制整備に要する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、食糧費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料	3分の2	9,533
医療勤務環境改善事業	○ 医療業務補助者の配置に要する経費 給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費	3分の2	各事業主体別に別途定める額
	○ 医療業務補助者の研修会参加に要する経費 旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、備品購入費、受講料		
後方支援機関への患者搬送体制の整備 (東北大学病院)	○ 患者搬送体制の整備に要する経費 備品購入費、委託費	3分の2	3,333
仙南地域の後方支援機関への搬送体制の整備 (仙南地域医療対策委員会)	○ 受入コーディネーター配置に要する経費 助成費	10分の10	5,400
仙南地区における急性期病院から後方支援病院への円滑な移動をめざす事業 (仙南地域医療対策委員会)	○ 情報共有の実施に要する経費 助成費	10分の10	6,000